3　「総合評価値」とは備考４に示されるY_1又はY_2の値をいう。

「指標値」とは、備考４に示されるx_1，x_2，x_3，x_4の指標項目ごとの値を、「加算値」とは、備考４に示されるx_5，x_6の指標項目ごとの値をいう。

「評価値」とは、備考４のy_1，y_2，y_3，y_4，y_5について示される式により算出された数値又は定められた数値をいう。

4　総合評価値、評価値、指標値、加算値は以下の式による。

$Y_1=(y_1+y_2+y_3)+y_4$

$Y_2=(y_1+y_2+y_3)+y_5$

$y_1=x_1-10$　$(60 \leqq x_1 \leqq 100)$

$y_2=x_2+x_3$　$(0 \leqq x_2+x_3 \leqq 40)$

$y_3=0.5\times x_4$　$(0 \leqq x_4 \leqq 40)$

$y_4=-x_5+75$　$(60 \leqq x_5 \leqq 75,\ x_5<60 \rightarrow x_5=60,\ x_5>75 \rightarrow x_5=75)$

$y_5=-0.5x_6+20$　$(0<x_6 \leqq 10 \rightarrow x_6=10,\ 10<x_6 \leqq 20 \rightarrow x_6=20,\ 20<x_6 \leqq 30 \rightarrow x_6=30,\ x_6>30 \rightarrow x_6=40)$

Y_1，Y_2及びy_1，y_2，y_3，y_4，y_5，x_1，x_2，x_3，x_4，x_5，x_6は次の数値を表す。

Y_1（塗工されていない印刷用紙に係る総合評価値）：y_1，y_2，y_3，y_4の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

Y_2（塗工されている印刷用紙に係る総合評価値）：y_1，y_2，y_3，y_5の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

y_1：古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_2：森林認証材パルプ及び間伐材パルプの合計利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_3：その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_4：白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値（ファンシーペーパー又は抄色紙（色上質紙及び染料を使用した色紙一般を含む。）には適用しない。）

ファンシーペーパー又は抄色紙であって、印刷に係る判断の基準（印刷参照）に示されたＡランク（紙へのリサイクルにおいて阻害とならないもの）の紙である場合は５、それ以外の紙である場合は０

y_5：塗工量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

x_1：最低保証の古紙パルプ配合率（％）

x_2：森林認証材パルプ利用割合（％）

$x_2=$（森林認証材パルプ／バージンパルプ）×（$100-x_1$）

x_3：間伐材パルプ利用割合（％）

$x_3=$（間伐材パルプ／バージンパルプ）×（$100-x_1$）

x_4：その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合（％）

$x_4=$（その他の持続可能性を目指したパルプ／バージンパルプ）×（$100-x_1$）

x_5：白色度（％）

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、管理標準値±３％の範囲内については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合（意図的に白色度を下げる場合）は加点対象とならない。

x_6：塗工量（g／㎡）

塗工量（両面への塗布量）は、生産時の製品ロットごとの管理標準値とする。

5　紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年２月15日）」に準拠して行うものとする。

ただし、平成18年４月１日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年４月１日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年４月１日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

6　紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成21年２月13日）」に準拠して行うものとする。

7　紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由を勘案し、間伐材の管理方法は「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（平成21年２月13日）」に準拠したクレジット方式を採用することができる。また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行うことができる。

なお、「クレジット方式」とは、個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材が等しく使われているとみなす方式をいう。

【衛生用紙】

トイレットペーパー ティッシュペーパー	【判断の基準】 ○古紙パルプ配合率100％であること。 【配慮事項】 ○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

⑵　目標の立て方

各品目の当該年度の調達総重量（kg）に占める基準を満たす物品の重量（kg）の割合とする。

３．文具類

⑴　品目及び判断の基準等

文具類共通	【判断の基準】 ○金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。 ①再生プラスチックがプラスチック重量の40％以上使用されていること。 ②間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③次の要件を満たすこと。 ア．紙の原料は古紙パルプ配合率50％以上であること。 イ．紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。